

20 陳情 第 38 号	(仮称) 矢来町特別養護老人ホーム整備計画に関する偽装された「住民同意」の徹底究明並びにその是正を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 11 月 21 日受理、平成 20 年 11 月 28 日付託
陳 情 者	新宿区矢来町_____

(要 旨)

- (仮称) 矢来町特別養護老人ホーム整備計画にあたって、新宿区や三篠会の近隣住民に対する事前説明のやり方が極めて不適切であり、その結果平成 20 年 10 月 24 日及び 11 月 7 日に開催された住民説明会の場においても、予定地に隣接・近接する住民の大半が計画に反対の意向を示しています。しかしながら、平成 20 年 5 月 14 日付で、新宿区長が都知事あてに作成した本計画に関する「住民同意に関する意見書(別添参考資料 1)」においては、「近隣住民の大部分が計画に同意し、一部(2人)のみが反対」という趣旨の不可解な記載がなされており、その意見書の内容を受けて、6 月 17 日に東京都から三篠会に対して補助金の交付内示が出されています。

当該意見書は、三篠会から都に対する補助金交付申請に際しての必要書類の一部ですが、新宿区長が都知事あてに作成した公文書であるにもかかわらず、もし意図的に事実を歪曲した意見書が作成され、それに基づいて都の補助金の交付内示がなされたとすれば、極めて重大な問題です。

新宿区議会におかれましては、地方自治法に定められた区議会の調査権に基づき、当該意見書作成に至る事実関係を徹底的に調査し、疑義がないかどうかを十分に究明した上で、その結果を近隣住民に対して速やかに明らかにしてください。
- 現在計画されている 9 階建ての建物は、日照をはじめ近隣の生活環境に大きな影響を及ぼすことから、私たちは本件計画に反対しています。私たちも含め、「予定地に隣接・近接する住民の大半が計画に反対している」というのが偽らざる実態であると認識しています。区議会が上記の調査を実施した結果、新宿区長の意見書にある「近隣住民の大部分が計画に同意し、一部(2人)のみが反対」という事実を確認できない場合は、都の補助金の交付内示に至る手順・手続きに極めて重大な瑕疵(偽装)があると考えられます。

その場合には計画を強行せず、再度誠実に近隣住民説明・協議を行うことなどを通じ、速やかに当該瑕疵(偽装)の是正を図ってください。なお、これが是正できない場合には、(仮称)矢来町特別養護老人ホーム整備計画の白紙撤回を強く求めます。
- 特別養護老人ホームの建設促進が急務であることは、誰もが認識していますが、行政が近隣住民に十二分に説明し理解を求めるという姿勢を持たない限り、事業は成功しません。住民の行政に対する不信感が高まるばかりです。今後施設建設にあたって、行政と住民が対立する最悪の事態を防止するため、きちんと透明性を確保した上で住民同意を形成するプロセスを確立させるよう、区議会におかれましては、執行機関を十分指導・監督さ

れますようお願いいたします。

(理 由)

1. 現在、計画予定地に隣接・近接する住民の間では、「特養ホーム設置自体に反対する住民」と、「日照の影響が大きい9階建ての建物に反対する住民」に分かれています。いずれにしても新宿区と三篠会が提示している計画に対しては、住民の大半が「反対」であることに間違いありません。前者はすでに80余名の署名を提出しているとのことであり、後者は、今回予定地北側にエリアを限定した上で、72名の反対署名を提出します。反対署名の合計数と、10月24日及び11月7日の住民説明会の混乱状況を勘案すれば、新宿区がいかなる言い訳をしようとも、「住民の大方が反対、賛成はごく少数」という状況は客観的に間違いありません。

三篠会が東京都に対して補助金交付申請を行なうにあたっての必要書類として、「同意状況一覧表(別添参考資料2)」がありますが、これは三篠会が補助金交付申請の目的で作成した書類ですから確固たる裏づけはありません。それに対し当該意見書(別添参考資料1)は、「間違いなく近隣住民の同意が得られている」という事実を、新宿区長が都知事に対して証明するといった性格を有する重要な公文書です。

4月30日付で作成された「同意状況一覧表」においては、「反対」は2人で、「資料提供(主にマンション等の住民は、資料を投函されただけ)」、「説明中」という表記が12件ありますが、5月14日付の区長の意見書においては、「反対」の2人以外はすべて「同意」であるかのように表現されています。しかし、「東京都福祉保健局長あてに80余名分の反対署名を届けた。介護保険課長には、近隣住民に多数の反対者がいる事実を伝えた。もう1回住民説明会を開いて確認するよう求めたが、拒否された」と強く主張している住民もいます。新宿区長名の公文書において、まるで「反対が2人のみ」であるかのように記載されていることは、極めて不自然であると言わざるを得ません。

市谷砂土原町で特養ホームの計画が中止になった後、新宿区の強い働きかけにより、都の補助金における「近隣住民の同意書提出のルール」が緩和されたそうですが、「個々の近隣住民の同意書」に代わるはずの区長の「意見書」において、意図的に事実を歪曲し、いかにも「住民の大方が同意」しているかのように偽装する行為は言語道断です。東京都は、補助金の交付決定に際し、「近隣住民の同意など不要である」と言っているのではなく、「必ずしも全員の同意が得られなくともよい」と言っているにすぎません。当該「意見書」は、東京都が補助金の交付決定の判断を下す上で、重要な位置を占める書類の1つと考えられます。残念ながら今回の意見書の記載を見る限り、都の補助金交付の内示を受け、事業を強行するために不正な手段を使ったと言わざるを得ません。本件意見書において、「近隣住民の大半が反対」という記載がなされていたならば、東京都知事の交付決定の判断が変わっていた可能性も大いにあります。三篠会が補助金の交付決定を受けられるようにするために、新宿区長名の公文書において事実と大きく異なる記載がなされていたとすれば、「虚偽公文書作成(刑法第156条)」や「通謀虚偽表示(民法第94条)」等の法律に抵触し、刑事事件に発展する恐れもある極めて重大な問題です。私たち近隣住民は、新宿区の「だまし打ち」にあったのと同じことで、新宿区の行為に大きな不信感を抱いています。

都の補助金の交付条件として「20年度中の着工、21年度末までの竣工」という制

約が課されています。そのため、新宿区も三篠会もそのことだけに固執して非常に焦っており、現在の計画で押し通すことだけを視野に、なりふり構わぬ住民対応をしています。福祉部長も三篠会も「1,200人の待機者のために1日も早く」などと、建設を急ぐ理由を特養ホームの必要性に巧みにすりかえて、住民の反対を躍起になって押さえ込もうとしていますが、現実には「大方の住民が同意」であるかのように偽装して都の補助金の交付内示を受けてしまったために、今さら東京都に対して、「住民の反対」を理由に、正式な形で計画スケジュールの変更手続きが出来ないだけのことなのです。

施設の北側正面、いわゆる「向こう3軒」に該当する3名も含めた近隣住民4名分の陳述書(参考資料3-1~3-4)と、北側に限定した72名分の署名を添付いたします。北側住民にとって、確かに資料の配付(ポスト投函のみの家も多数)や、関係者のあいさつ回りの訪問を受けた事実はありますが、昨年12月16日以降、本年10月24日に至るまで近隣住民に詳細な説明をするための説明会も開催されませんでした。したがって、賛成、反対を論ずるだけの判断材料が与えられていなかったことも事実です。そのため単に「積極的に反対」の意思表示をしていなかっただけで、誰もが「賛成か反対かの意向確認を受けた」という覚えさえありません。よって今回署名をした72名は、誰1人として自ら「同意」の意思表示をした事実はないのです。

このことから、これまで新宿区と三篠会が行なってきたと主張する「住民説明」、「個別対応」が、いかに形式的なアリバイづくりにすぎなかったか、行政の自己満足にすぎなかったかがご理解いただけると思います。一般区民にはよくわからないような資料を一方的に配付し、単なる苦情処理と同様に、苦情を申し立てた住民にのみ個別対応するという不透明な手法で片付けようとしていた新宿区と三篠会の放漫な姿勢を象徴するような強引な手法であると思います。

- この施設の設計は、三篠会側が行なうことになっています。そのため、都の募集要項に「最大9階」と記載されていたとしても、どの範囲が9階建てになるのか、建物の具体的な階高や全体の高さ、日影の状況等がどうなるかなどといった詳細については、事業者が決定する以前の段階で、住民は知る由もありません。平成19年12月の住民説明会においても、平面図とイメージ図が配付されたにすぎません。福祉部長は、「何年も前からプロセスを踏んできた」、「それはもう過去に済んでいる話だ」などと住民に対して説教口調で繰り返しますが、建物の具体的形状や高さが示され、日影図等が配付されない限り、生活環境への影響について住民に説明したことになりません。これらが住民に明らかにされたのは、平成20年10月のことです。建築確認申請の直前になってやっと、近隣住民に対してこうした詳細な計画が明らかにされたのです。ですから、平成20年5月の段階で、「近隣住民の大方が同意」と決めつけること自体が非常に作画的であり、不自然なことです。

平成20年10月住民説明会で配付された資料に記載された計画は、北側近隣住民の声を無視した9階建ての建物であり、日照をはじめ近隣の生活環境に大きな影響を及ぼすことから、私たちはこの計画には反対しています。私たちは、「特養ホームが迷惑施設である」と考えているわけではありません。しかし、「駐車場等を地上ではなく地下に設置して建物の高さを低くする」など、近隣の日照をはじめとする環境対策に改善の余地がありながら、コストとスケジュールばかりを重視して、あくまで9階建てに固執する今回の三篠会の計画は、近隣住民にとっては「迷惑施設」以外の何物でもないと考え

ています。

住民の大半が反対し、同意していないにもかかわらず、住民同意が得られたかのように偽装して都の補助金の交付内示を得て、本計画を強行するなどということは絶対に許せません。施設建設着工の時期が目前に迫っています。既成事実が先行しないうちに、区議会が大至急善処されるよう強くお願いいたします。新宿区と三篠会が、近隣住民が納得できる形で正々堂々と説明し、協議を行なった上で、真の住民同意が得られるまで計画を強行しないよう指導してください。

本件陳情書に記載した内容は、新宿区の事業を妨害するために誹謗・中傷をおこなうことを意図したのではなく、すべて事実に基づくものです。しかしながら陳情審査等の場においても、新宿区の理事者から、陳情書に記載された内容を真っ向から否定する説明や答弁がなされることが十分予想されます。しかし、その際はぜひとも近隣住民を参考人として委員会に招致するなど、地方自治法に定められた区議会の調査権を駆使して、この疑惑究明に最善を尽くしていただき、真相を住民に明らかにしていただきたいと強く要望します。私たち近隣住民は、区議会による疑惑究明のために、最大限の協力を惜しまない所存です。

(仮称)矢来町特別養護老人ホーム整備計画に関する私たち近隣住民の動きに敏感に反応し、新宿区職員が組織一丸となって組織防衛をはかるべく、露骨なまでに反対住民を押しさえ込む行動に出ています。私たちはこれまで、以下のような体験をしました。

1) 公文書公開請求における期間の引き伸ばし

本件陳情に備え、過去から現在に至るまでの住民説明の経過についての詳細を掌握すべく、10月31日に介護保険課に対し公開請求を行ないました。しかしながら、「対象となる文書が大量である」ことを理由に、条例の原則である14日以内に開示されず、なんと12月15日までの延長を通知されました。どれだけ大量の文書があるのかわかりませんが、既存の文書を複写して公開する作業に、なぜ45日も要するのか理解できません。おそらくこの陳情に利用されることを恐れて、意図的に議会後まで引き伸ばしを計ったのではないかと推測されます。したがって、過去の住民説明会が、「いつ、どの地域の誰を対象に、何人出席のもとに、どのような説明がなされ、出席者からどのような意見があったのか」という内容を陳情提出までに把握することができませんでした。これらの内容につきましても、議会の調査権を発動して、ぜひとも至急調査されますようお願いいたします。

2) 建築紛争あっせんにおける、相談員の放漫な態度(条例の趣旨を無視)

建前上あっせんの場合においては、新宿区は中立の立場とはいえ、一方では建築の当事者でもあります。私たち「守る会」が、新宿区長に対して申し出た建築紛争のあっせんの場合、区の相談員が私たち住民を叱りつけるかのような非常に高圧的な態度であったのには驚きました。ある程度の不公平は予想していましたが、新宿区の意向を受け、わざとらしいほどに原則論のみを振りかざし、住民の声を一刀両断にしようとする意図がありありと感じられました。「商業地域」であることを理由に、あっせんの場合日照障害の緩和を求める住民を非常識呼ばわりし、露骨に建築主の肩を持つなど、あきれてものが言えない状態でした。「合法的な建物であるにもかかわらず、近隣との間で紛争が発生した際に、どのように折り合いを付けていくか」という観点で仲介するのが相談員の立場であるはずですが、相談員が自ら条

例の趣旨を否定するような問題ある言動をするとはいかなもののでしょうか。あつせんの結果は裁判の判決とは異なりますので、私たちはこの相談員のあつせん案を受け入れるつもりは毛頭ありません。

3. 福祉施設の運営にあたっては、近隣住民の協力が欠かせないと考えますが、これほどまでに近隣住民の猛反発を受け、事業者や区との対立が深刻化する中で、このまま建設計画を強引に進めるならば、当然開設後の運営に重大な支障をきたすのではないかと危惧しています。

今回の矢来町における近隣住民との対立の背景には、市谷砂土原町の計画中止の事例がトラウマとなって、新宿区が住民による反対運動を警戒しすぎた余り、事業者決定後の大事な時期に10か月にもわたって住民説明会を開催せず、詳細な情報を説明し理解を求めるといった努力を怠ったことに原因があると思います。今後の施設建設にあたっての住民同意形成のプロセスについて、透明性を確保しつつ、新宿区としてきちんとした手法を確立されるよう求めます。